

1. 権利の濫用(1)一宇奈月温泉事件

大審院昭和 10 年 10 月 5 日第三民事部判決

(1) 事案

Y は、遠方にある温泉源から湯管を引いて温泉街を経営していたが、温泉源から温泉街まで引湯管が通る土地の一部を買収しきれていなかった。X はこれらの事実を目を付け、Y に不相当に巨額な代金で買い取らせる目的で、引湯管が一部（2 坪ほどの土地）をかすめる土地（本件係争地）を購入し、Y に対して、①不法占拠を理由とする引湯管の撤去を要求し、撤去しないのであれば、②本件係争地と、周辺の荒蕪地とを合わせた合計 3000 坪の土地（本件土地）を、総額 2 万余円で買い取るよう要求した。なお、本件土地は、非常に急な傾斜地にあって利用価値がほとんどなく、総額で 30 円ほどであった。

Y が引湯管を撤去すると、温泉経営ができなくなり、温泉街のある集落の衰退を招くし、Y が経営する鉄道事業も継続不能になる可能性があった。また、引湯管の迂回には、巨額の費用、かなりの日数がかかり、温泉の温度低下等の影響も出ることから、事実上不可能であった。

Y が X の上記①②の要求に応じなかったため、X は、Y を被告として、引湯管の撤去を求めて訴えを提起した。

(2) 設問

X の請求は認められるか。

(3) 判示事項

土地所有権の侵害と権利濫用の成否

(4) 裁判要旨

温泉引湯のための樋管の敷設が、土地所有権に対する侵害ではあるが之に因る損害は微少であってしかも侵害除去の為莫大な費用を要すべき場合において、第三者が不当な利得を企図し敷設後一〇年を経て殊更侵害に関係ある土地を買収した上、所有者として侵害者に対し侵害の除去を迫ると同時に該土地等を不相当に巨額の代金を以て買取るべき旨を要求し、他の一切の協調に応じないと主張するような事情があるときは、所有権の行使たる外形を構えるに止まりその実体は不当な利益追及のため所有権をその手段に供するものであるから、侵害除去の請求は正当な利益を缺くものとして之を棄却すべきである。

(5) 答案の流れ

1 Xは、Yに対し、所有権（206条）に基づく返還請求権を主張し、引湯管の撤去を請求する。所有権は排他的支配権であるため、その性質上当然に返還請求権が認められるものと解される。Xの主張が認められるためには、①Xの所有、②Yによる占有が必要となる。

本件では、現在、Xは本件土地を所有している。また、Yは、本件土地に引湯管を通すことにより本件土地を現に占有しているといえる。よって、①②を満たすため、Xの主張は認められる。

2(1) これに対し、Yは、Xの請求が権利濫用（1条3項）にあたるため、Xの権利行使の効果が発生しないとの反論をする。では、Xの請求は権利濫用にあたるか。権利濫用の判断基準が問題となる。

(2) 権利の濫用であるかどうかは、客観的要因と主観的要因を総合判断することで決すべきである¹。つまり、権利行使の際の加害目的や加害の意図など権利者の主観面を考慮に入れるだけでなく、権利行使が濫用とされることにより権利者が受ける不利益と権利行使が阻止されることにより保護される利益とを較量し、判断すべきであると解する。

(3) 本件において、引湯管の迂回は、巨額の費用とかなりの日数を要し、湯の温度低下のおそれがあることからすると、事実不可能である。また、引湯管が中断され、温泉経営が破壊されると、集落の衰退を招くし、Yの経営する鉄道事業も継続不可能になる可能性がある。一方で、引湯管が本件土地を侵害しているのは3000坪のうちわずか2坪であり、本件土地自体も、総額で30円ほどにしかない。このように、Xの受ける不利益は小さい一方で、権利行使が阻止されることによりYは莫大なコストを免れ、さらには宇奈月地方の衰退を防止することにつながる。

また、Xは、本件土地購入前から、引湯管が通過している事実を認識しており、Yに不相当に巨額な代金で買い取らせる目的で本件土地を購入している。そうすると、Xは権利行使の外形をとりながらも、Yから不当な利益を手に入れようとしているにすぎないといえる。

(4) 以上より、Xの返還請求権の行使には保護に値する正当な利益がないと評価できるため、Xの請求は権利濫用にあたる。したがって、Yの反論は認められる。

4 よって、Xの権利行使の効果は発生しないため、Xの請求は認められない。

2. 権利の濫用—信玄公旗掛松事件

大審院大正8年3月3日第二民事部判決

¹ 佐久間・総則 448頁

(1) 事案

Xは、その所有する土地に松樹（本件松樹）を有していた。本件松樹は、かつて武田信玄が旗をかけたと言い伝えられるを由緒あるものだった。また、Yは、本件松樹の近辺に土地（本件土地）を有していた。

Yは、本件土地に鉄道（本件鉄道）を敷設した。本件鉄道は、本線と回避線で構成され、前者は本件松樹の西側約7.2メートルの箇所に、後者は本件松樹の西側約9メートルの箇所に回避線が敷かれた。

Xは、本件鉄道を走る列車の煤煙によって本件松樹が枯死することをおそれ、Yに対して本件鉄道の線路の位置変更を申し入れた。しかし、Yは、かかる申し入れを拒絶し、また、本件松樹に煤煙がかからないようにする防護設備等を設けることもなかった。その後、本件鉄道を走行する汽車の煤煙によって本件松樹が枯死するに至ったため、Xは、Yを被告として、損害賠償を求めて訴えを提起した。

(2) 設問

Xの請求は認められるか。

(3) 判示事項

適当な範囲を超えた権利行使の方法により他人の権利を侵害した場合と不法行為の成否

(4) 裁判要旨

汽車の運転に伴ない避くべからざる音響震動の伝播、煤煙の飛散は、沿道の住民として之を忍容しなければならず、それによる普通の被害について賠償を請求することができないが、停車場に接近し線路からわずかに一間未満の地点に生立する松樹は、沿線の一般樹木よりもはなはだしく煤煙の害を被る位置にありかつその害を予防する方法がないわけではないから、その方法を施さないでその松樹を枯死させたのは、社会観念上一般に認容すべき被害の範囲を越え、鉄道業者としての権利行使の範囲に属せず、不法行為が成立する。

(5) 答案の流れ

1 Xは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権（709条）を主張し、本件松樹の価値相当額を請求する。以下、YのXに対する不法行為の成否を検討する。

2 本件松樹はXの所有物であるところ、これが枯死していることから、Xの所有権という「権利」が侵害されている。

3(1) ところで、Yの行為は、自らの所有する土地に鉄道を敷設するものであり、自らの

所有権を行使した結果に過ぎない。そこで、このような場合にもなお結果回避義務違反としての過失が認められるか。権利行使の結果として権利侵害が生じた場合において結果回避義務が存在するかどうかが問題となる。

(2) 権利の行使だとしても、社会通念上の受忍限度を超える権利侵害は許容されるべきでない。そこで、社会通念上被害者において受忍すべき限度を超えた権利行使については、侵害結果を避けるべき結果回避義務が認められるものとする。

(3) 鉄道上を走行する汽車は、石炭を燃やして走行するものであることから、汽車が走行するには付近に煤煙が飛散する。また、鉄道は交通上欠くことのできないインフラである。そのため、本件鉄道を含む鉄道周辺に居住する住民は、共同生活の必要上、これがある程度受忍すべき立場にあることは否定できない。

(4) もっとも、本件松樹は武田信玄が旗をかけたとの言い伝えのある歴史的価値のあるものであり、これが枯死したことによる不利益は大きい。また、本件鉄道は、本線が本件松樹の西側約 7.2 メートルの箇所に、回送線が西側約 9 メートルの箇所に敷かれている。このように、鉄道と非常に近接した場所にある樹木は、日常において多大なる煤煙被害を受けることになるから、鉄道敷設者は、これを防護する設備等を設けなければ枯死にすることは容易に想到し得る。加えて、Y は、X より、本件松樹が枯れてしまうおそれがあることを理由とする本件鉄道の位置変更の申し出を受けていたから、X が本件松樹を大事にしていること及び本件松樹が枯死する危険性を明確に認識していたといえる。それにもかかわらず、Y は、X の申し出を拒否し、防護設備を設けることもなかった。

(5) 以上の事実に鑑みれば、このような Y の対応は、X の不利益に一切配慮をせず、防護設備設置による自らの損失を回避することだけに専念していたといえる。したがって、Y の権利行使は、X の共同生活上の受忍限度を超えたものであると考える。ゆえに、Y には煤煙予防のための設備等を設けるなどの行為により本件松樹を枯死させない義務が認められる。しかしながら、Y はこれを講じておらず、結果回避義務違反が認められるため、Y には「過失」が存する。

4 また、本件松樹の価値相当額の「損害」も生じている。

5 加えて、煤煙予防のための設備を設けるなどの措置をとらないことで、本件鉄道を走行する電車の煤煙を原因として本件松樹が枯死し、本件松樹の価値相当額の損害が発生するに至っていることから、Y の過失行為と X の損害との間の因果関係も認められる。

6 以上より、不法行為が成立していることから、X の主張は認められる。よって、X の請求は認められる。

3. 信義則一賃貸借契約の終了と転借人への対抗

最高裁平成 14 年 3 月 28 日第一小法廷判決

(1) 事案

X は、A の勧めによって、X 所有の土地にビル（本件ビル）を建築し、X 名義で保存登記をした。これは、本件ビルを A に一括して賃貸し、A から第三者に店舗または事務所として転貸することで安定的に収入を得ることを目的としたものであった。

本件ビルの完成後、X は、A との間で、本件ビルについての賃貸借契約（本件賃貸借契約）を締結した。その際、X は A に対して、本件ビルの転貸につき承諾をした。

本件賃貸借契約締結と同日、A は、B との間で、本件ビルの一部の区画（本件転貸部分）について、転貸借契約（本件転貸借契約）を締結し、本件転貸部分を同契約に基づき引き渡した。また、B は A 及び X の承諾を得た上で、Y に対して本件転貸部分の一部（本件再転貸部分）について、再転貸借契約（本件再転貸借契約）を締結し、本件再転貸部分を同契約に基づき引き渡した。なお、B 及び Y は、上記のような目的の下に本件賃貸借契約が締結され、本件転貸借契約及び再転貸借契約の承諾がされることを認識していた。

A は、X に対して本件賃貸借契約を更新しない旨の通知をした。これを受け、X は、B 及び Y に対して、本件賃貸借契約が期間満了により終了する旨の通知をした。しかし、本件賃貸借契約の期間満了後、Y が本件再転貸部分を明け渡さなかった。

そこで、X は、Y を被告として、本件再転貸部分の明渡し求めて訴えを提起した。

(2) 設問

X の請求は認められるか。

(3) 判示事項

事業用ビルの賃貸借契約が賃借人の更新拒絶により終了しても賃貸人が信義則上その終了を再転借人に対抗することができないとされた事例

(4) 裁判要旨

ビルの賃貸、管理を業とする会社を賃借人とする事業用ビル1棟の賃貸借契約が賃借人の更新拒絶により終了した場合において、賃貸人が、賃借人にその知識、経験等を活用してビルを第三者に転貸し収益を上げさせることによって、自ら各室を個別に賃貸することに伴う煩わしさを免れるとともに、賃借人から安定的に賃料収入を得ることを目的として賃貸借契約を締結し、賃借人が第三者に転貸することを賃貸借契約締結の当初から承諾していたものであること、当該ビルの貸室の転借人及び再転借人が、上記のような目的の下に賃貸借契約が締結され転貸及び再転貸の承諾がされることを前提として、転貸借契約及び再転貸借契約を締結し、再転借人が現にその貸室を占有していることなど判示の事実関係があるときは、賃貸人は、信義則上、賃貸借契約の終了をもって

再転借人に対抗することができない。

(5) 答案の流れ

1 X は、Y に対し、所有権（206 条）に基づく返還請求権を主張し、本件再転貸部分の明渡しを請求する。所有権は排他的支配権であるため、その性質上当然に返還排除請求権が認められるものと解される。X の主張が認められるためには、①X の所有、②Y による占有が必要である。

本件では、X は本件再転貸部分を含めた本件ビル全体を所有している（①）。また、Y は本件再転貸部分を占有している（②）。よって、①②を満たすため、X の主張は認められる。

2(1) これに対し、Y は、自身の本件再転貸部分の占有が権原に基づくものであり正当化されるとの反論をする。Y の反論は認められるか。

本件では、XA 間で本件賃貸借契約、AB 間で本件転貸借契約、BY 間で本件再転貸借契約がそれぞれ締結されており、本件再転貸借契約に基づき本件再転貸部分が Y に引き渡されている。そのため、Y の反論が認められるとも思える。

(2) ところが、本件賃貸借契約が期間満了に伴って終了したことから、それに伴い本件再転貸借契約も終了しているのではないか。原賃貸借契約終了後の転貸借契約の帰すうが問題となる。

(3) 転貸借契約は、原賃貸借契約の存在を前提とするものであることから、原則として、原賃貸借契約が終了した場合には転貸借契約も終了する。もっとも、賃貸人が転貸借契約等につき、①単に承諾しただけにとどまらず、②これに積極的に関与しているような特段の事情がある場合には、信義則上（1 条 2 項）、賃貸人は、原賃貸借契約の終了をもって賃借人等に対抗できないと考える。なぜなら、このような事情がある場合に、原賃貸借契約の終了を理由に転借人に対して目的物の引き渡しを請求することは、矛盾行為といえるからである。

(4) 本件についてみると、まず、X は、A の B に対する転貸および B の Y に対する再転貸について、承諾している（①）。次に、X は、安定的な収入を得ることを目的として、本件ビルを建築し、A へ本件ビルを賃貸している。また、X は、自己の目的達成の手段として、B への転貸及び Y への再転貸を承諾している。そして、B 及び Y も、上記のような目的の下に本件賃貸借契約が締結され、本件転貸借契約及び再転貸借契約の承諾がされることを認識していた。そのため、本件転貸借契約及び本件再転貸借契約は、X の収益目的を達成するためになされたものであるから、X は、本件再転貸借契約の作出に積極的に関与しているといえる（②）。

(5) したがって、X は、信義則上、本件賃貸借契約の終了をもって、Y に対抗できない。そうすると、Y の占有は本件再転貸借契約により正当化されているため、Y の反論が認められる。

3 以上より、X の請求は認められない。

4. 人格権—北方ジャーナル事件

最高裁昭和 61 年 6 月 11 日大法廷判決

(1) 事案

Y₁は、旭川市長の地位にあり、その後も 2 ヶ月後の北海道知事選挙にも立候補する予定であった。

X は、雑誌「北方ジャーナル」（本件雑誌）に、「ある権力主義者の誘惑」という記事（本件記事）を掲載することにした。本件記事は、「北海道知事たる者は聡明で責任感が強く人格が清潔で円満でなければならない」と立言したうえ、「Y₁は右適格要件を備えていない」との論旨を展開していた。かかる論旨を展開するにをするにあたって、本件記事は、Y₁は「嘘とハッタリと、カンニングの巧みな」少年であった、妻を「自殺せしめた」、「常に保身を考え」ている、「昼は蝶に、夜は毛虫に変身して赤レンガに棲みたいと啼く」その毒気が人々を惑乱させる。今こそ、この化物の正体を……」などの侮辱的な表現により Y を評価していた。なお、本件雑誌は 25,000 部の発行を予定していた。また、本件記事はその内容の真実性を欠くものであった。

Y₁は、札幌地方裁判所に対し、名誉権の侵害を予防するため、本件雑誌の印刷、製本及び頒布の禁止等を求める仮処分の申請をした。同日、無審尋でこれを認める仮処分決定がされ、直ちに執行された（本件仮処分）。これを受け、X は、Y₁及び Y₂（国）を被告として、損害賠償を求めて訴えを提起した。

(2) 設問

X の Y₂に対する請求は認められるか。

(3) 判示事項

- ① 出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めと憲法 21 条 2 項前段にいう検閲
- ② 名誉侵害と侵害行為の差止請求権
- ③ 公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関する出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めの許否
- ④ 公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によつて命ずる場合と口頭弁論又は債務者審尋

(4) 裁判要旨

- ① 雑誌その他の出版物の印刷、製本、販売、頒布等の仮処分による事前差止めは、憲法 21 条 2 項前段にいう検閲に当たらない。
- ② 名誉侵害の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる。
- ③ 人格権としての名誉権に基づく出版物の印刷、製本、販売、頒布等の事前差止めは、右出版物が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価、批判等に関するものである場合には、原則として許されず、その表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であつて、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるときに限り、例外的に許される。
- ④ 公共の利害に関する事項についての表現行為の事前差止めを仮処分によつて命ずる場合には、原則として口頭弁論又は債務者の審尋を経ることを要するが、債権者の提出した資料によつて、表現内容が真実でないか又は専ら公益を図る目的のものでないことが明白であり、かつ、債権者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があると認められるときは、口頭弁論又は債務者の審尋を経なくても憲法 21 条の趣旨に反するものとはいえない。

(5) 答案の流れ

- 1 X は、Y₂ に対し、国家賠償法 1 条に基づく損害賠償請求権を主張し、本件仮処分によつて生じた損害分を請求する。以下、同条の要件を検討する。
- 2 本件仮処分は裁判所という国家機関によつて職務執行として行われている。また、X には本件仮処分によつて本件雑誌 25,000 部相当の損害が発生している。
- 3 ところで、本件仮処分は、本件記事が Y₁ の名誉権侵害を予防するために行われている。そこで、国家賠償法 1 条の違法性要件との関係で、名誉権侵害を理由とする表現の差止めが許容されるかが問題となる。
- 4(1) まず、前提として、本件記事が Y₁ の名誉権を侵害するか。本件記事のうち、「嘘とハッタリと、カンニングの巧みな」少年であった及び妻を「自殺せしめた」といった部分は事実摘示である。これらの記述は、Y₁ が過去に不正行為や犯罪行為をしていたことを意味するため、Y₁ の社会的地位を低下させる。したがって、本件記事のうち事実摘示の部分は Y₁ の名誉権を侵害しているものといえる。
また、本件記事のうち、「常に保身を考え」ている及び「昼は蝶に、夜は毛虫に変身して赤レンガに棲みたいと啼く その毒気が人々を惑乱させる。今こそ、この化物の正体を……」といった部分は意見・論評である。これらの記述は、Y₁ が知事としてふさわしくないだけでなく、道民にとって有害となる人物であることを意味することか

ら、Y₁の社会的地位を低下させる。加えて、これらの記述は、執拗にYの人格を攻撃するものであり、論評としての域を逸脱しているといえる。したがって、本件記事のうち意見・論評部分もY₁の名誉権を侵害しているものといえる。

(2) 次に、名誉権侵害を理由とする表現の差止めの可否が問題となる。

名誉は人格的価値を持つ重要な保護法益である。そうだとすると、人格権としての名誉権は物権と同様の排他性を有するというべきである。そこで、名誉を違法に侵害された者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができると考える。

しかし、表現物の差止めは、表現の自由に対する事前抑制にあたる。そして、表現の自由に対する事前抑制は、予測に基づいて規制範囲を定めるため、事後規制と比して規制範囲が広範に及ぶおそれがある。そのため、厳格かつ明確な要件のもとにおいてのみ許容されるべきである。そこで、公共の利害に関する事実についての表現への事前差止めは、①その表現内容が真実でなく、またはそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、②被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがある場合に、例外的に許容されると考える。

(3) 本件についてみるに、本件記事はその内容の真実性に欠けるものである。また、本件記事は、Y₁の人格やその私生活、行動様式についてまで、侮辱的な表現をもって記載されており、Y₁に対する人格攻撃を多分に含んでいた。これは、過激な表現を用いることで記事に対する注目を集め、もって雑誌の売上を向上させることを主たる目的としているといえる。他方で、公益目的であれば過激な表現を用いる必要性は乏しいことから、本件記事が専ら公益を図る目的のために作成されたものということとはできない(①)。

また、本件雑誌は25,000部もの部数の発行が予定されており、本件記事を目にする者が多数に上ることが想定されるから、これに比例してYの損害も増大するといえる。加えて、Y₁は2ヶ月後には北海道知事選挙に立候補することを予定している。そうだとすると、本件雑誌の発行により読者のYに対する信頼が毀損され、知事選での得票率が低下することは明白である。したがって、2ヶ月後の本件雑誌の発行によって、Yには落選という事後的な回復が著しく困難な損害を被るおそれが認められる(②)。

したがって、Y₁の名誉権に基づき本件雑誌の差止めを求めることが許されることから、Y₂が本件仮処分を行うことが違法であると認めることはできない。

5 以上より、Xの主張は認められず、Xの請求も認められない。

5. 意思能力のない者の行為

大審院明治38年5月11日第一民事部判決

(1) 事案

Yはその判断能力に不安があったものの、禁治産者宣告を受けていなかった。Yは、意思能力を有しない状態で本件手形を振り出した。その後、本件手形を譲り受けたXは、Yを被告として、手形金を求めて訴えを提起した。

(2) 設問

Xの請求は認められるか。

(3) 判示事項

意思能力のない者の法律行為の効力

(4) 裁判要旨

法律が禁治産者等の無能力者を特定し其行為の取消を許容したるは無能力者の利益を保護せんか為め意思欠缺の事実を証明することなく当然之を取消を為すことを得せしめたるものにして此等無能力者に非ざるものゝ行為は絶対に其効力を有するの旨趣に非ず。

(5) 答案の流れ

1 Xは、Yに対し、手形金請求権を主張し、手形金を請求する。Xの主張が認められるためには、①Yによる手形振出行為、②Xの同手形の所持が必要である。

本件では、Xは手形を所持しており、Yは同手形を振出していることから、Xの主張は認められる。

2 これに対し、Yは、手形振出行為時に自身が意思無能力であったことを理由として、手形振出行為が無効（3条の2）であるとの反論をする。Yの反論は認められるか。

本件では、Yは手形振出行為時に意思無能力であった。したがって、Yの手形振出行為は無効であり、Yの反論は認められる。なお、意思無能力の抗弁は意思無能力者の保護の観点から物的抗弁であると解されるため、抗弁が切断されないことから、本件では抗弁の切断については問題とならない。

3 以上より、Xの請求は認められない。